

岩手県告示第70号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成25年2月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成24年12月4日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社三和水道工事店
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字永沢19番地5
 - ウ 代表者の氏名 新井田文夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第4651号
 - (3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年11月13日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成24年10月19日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社山崎工業
 - イ 主たる営業所の所在地 気仙郡住田町世田米字川向95番地9
 - ウ 代表者の氏名 山崎明満
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第8227号
 - (3) 処分の内容 左官工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年10月17日付けで左官工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成25年1月10日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 喜多建設
 - イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市広田町字蒲田320番地1
 - ウ 代表者の氏名 村上節雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-20）第90076号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年12月12日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。